

群馬大学大学院医学系研究科企画戦略会議規程

平成 29. 4. 1 制定

(設 置)

第 1 条 群馬大学大学院医学系研究科に、群馬大学大学院医学系研究科企画戦略会議（以下「企画戦略会議」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 企画戦略会議は、医学系研究科又は医学部医学科の次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 教育・研究に関する重要な事項
- (2) 運営に関する重要な事項
- (3) 重点研究課題に関する事項
- (4) その他医学系研究科長が必要と認める事項

(組 織)

第 3 条 企画戦略会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学系研究科長
- (2) 医学系研究科副研究科長
- (3) 医学系研究科長補佐
- (4) 事務部長及び事務部次長
- (5) その他医学系研究科長が必要と認める者 若干人

2 前項第 5 号の委員の任期は、指名した医学系研究科長の任期の末日までとする。

(議 長)

第 4 条 企画戦略会議に議長を置き、医学系研究科長をもって充てる。

2 議長は、企画戦略会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した医学系研究科副研究科長がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第 5 条 企画戦略会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(会 議)

第 6 条 企画戦略会議は原則として月 1 回開催する。ただし、第 3 条第 1 項各号に掲げる委員から発議があった場合は、随時開催することができる。

(事 務)

第 7 条 企画戦略会議の事務は、総務課において処理する。

(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、企画戦略会議に関して必要な事項は、医学系研究科

長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、企画戦略会議の議を経て、医学系研究科長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 群馬大学大学院医学系研究科長補佐会議規程(平成 24 年 5 月 15 日制定)は、廃止する。
- 3 群馬大学大学院医学系研究科医科学専攻運営委員会規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。